

「ホミック通信」は編集者の気分まかせで、不定期に発行いたします

# ホミック通信

Vol. 15

実るほど頭を垂れる稲穂かな号

2010.9

発行／〒541-0041 大阪市中央区北浜二丁目5番13号 北浜平和ビル9階 ホミック司法事務所 編集／梶田美穂  
Tel 06-6202-1939 Fax 06-6202-7001 <http://www.homik.com> E-mail:info@homik.com

編集者の名前は今号のタイトルの句にちなんでいて、

幼い頃から繰り返し聞かされてきました。

名は体を表すか、名前負けか、それを決めるのは結局のところ自分自身ですね。

酷暑の間、ビールとお昼寝、エアコンを我慢せず弛緩しきった毎日でしたが、

そろそろピリッとしなくては!

成年後見制度にちなんだイベントが多数催される秋を乗り切れば、じきに冬の足音?

「一年って早いなー」と感心してばかりでは、実ることもできませんから。

ちなみに、梶田が関わるイベントは次の通りです。

- 10月16日(土) 「市民後見人の可能性を探る」 大阪市成年後見支援センター主催
- 10月17日(日) 「市民のための遺言・成年後見講座」 リーガルサポート北摂ブロック主催
- 11月13日(土) 「成年後見が地域を変える」 リーガルサポートおおさか主催

興味のある方はお問い合わせください。主催者のホームページでも案内されています。

## ■ 嬉しい知らせ

平成14年から17年春まで当事務所に在籍していた米崎みどりさんから、見事司法試験に合格したとの報告がありました。自分の栄誉ではないのに誇らしい限りです。持ち前の粘り強さと澄んだ心で、頼りになる法曹への道を進み続けてください。

若い同業者の中には、業務を休止してロースクールへ進学する人がチラホラいるようです。簡易裁判所代理権の研修を受ける中で裁判業務への関心を高め、限定的な代理権では飽き足らなくなるのでしょうか。とても気持ちは分かります。三振リスク(ロースクール卒業後、5年間に3回しか受験チャンスがない)や費用対効果の問題もありますが、今後も一つの傾向になるのではないのでしょうか。

ただ、司法書士の仕事も悪くないものです。概ね穏やかな心持で行える業務がほとんどですし、業務上の権限に限りはありますがその中で工夫するのも楽しかったりします。

## ■ 医療同意とは何か？

昨年から、リーガルサポート本部に設置されている「医療同意検討小委員会」に参加しています。

成年後見人は本人の法定代理人ではありますが、医療行為、例えば手術をするかしないかなどについては、本人しか決めることのできない事柄であるとして、成年後見人は同意することができません。しかし、そのために認知症のお年寄りが必要な治療を受けられない事態も起こっている、というようなことが契機となって、リーガルサポートとしてこの問題を考えています。

皆さんは、自分が認知症などで意思決定、意思表示ができなくなった場合のことを想像したことはありますか？ その時に医療方針や治療方法について、誰が、どのように決めることを望みますか？

家族がいても医療方針の意見が割れることもあります。そもそも、家族が本人に代わって治療方法を決める根拠は、実は希薄なのです。一般にはあまり考えられたことのない課題だと思えますが、急速に進む高齢化の下、何らかの手当てが必要と考えられています。

例えば、しっかりと判断能力がある間に「事前指示書」を作成して、医療行為の決定を委ねる人を決めておいたり、「胃ろうはしたくありません」「人工呼吸器による延命措置は望みません」と意思表示しておくなどという方法も提唱されています。

あまりに壮大なテーマなのでいつも委員会では頭痛がしていますが、明日は我が身。自分の問題として考えていかなければ・・・

### 北 浜 ラ ショ ン チ 事 情

「船場カレー」VS「アイリッシュカレー」。今回はカレー対決です。船場カレーはフランチャイズチェーンなので、ご存知の方も多いですよ。イカ墨が入った黒っぽいルーが特徴です。当事務所の隣のビルにもあって、昼食時は路上まで人が並んでいます。「すじねぎ」「ビーフホウレン草」などトッピングメニューも豊富。週三回通う方もいらっしゃるようです。対するアイリッシュカレーは、当事務所前の道を淀屋橋に向かって行った御堂筋の少し手前に出現しました。「樽生ギネスで煮込んだ」というのが売り文句。同じくギネスビールで煮込んだ豚肉をトッピングしたポークカレーが気に入ります。

どちらもコクがたっぷりですが、個人的にはアイリッシュカレーの甘くて辛い複雑な味に病み付きです。(つづく)

#### 司法書士の仕事

- 不動産登記
  - 商業・法人登記
  - 裁判
  - 成年後見
- 相続・売買・贈与など  
設立・役員変更など  
訴訟・調停・和解・破産など  
任意後見契約・遺言・死後事務など